

学習用端末に関する Q&A

令和 3 年 1 月 27 日

改訂：令和 4 年 2 月 18 日

Q1 どのような端末ですか。

本市では Chromebook を採用しています。具体的な機種は「Acer Chromebook Spin 511 R752T-G2」です。

Chromebook で使用する OS やアプリケーションは、クラウド上のサーバにあり、各端末からサーバにアクセスして使用します。

アプリケーションやデータは端末上に保存されませんので、仮に紛失や盗難があっても情報が流出するおそれが低く、外部からの攻撃に対する脆弱性も低いのが特徴です。これらの点が WindowsOS や iOS 製品と大きく異なります。

Q2 どのように授業で活用するのですか。

別紙のとおり授業イメージや端末の写真を載せたリーフレットを作成しましたのでご確認ください。

Q3 自宅に持ち帰るのはどのような場合ですか。

導入当初は、令和 2 年春のように学校が長期臨時休業になった場合のみを想定していましたが、各学校において学習用端末の活用が進んでおり、今後は、自宅に持ち帰っての調べ学習や端末を使って宿題を行うなど、日常的に持ち帰ることを想定しています。

Q4 本端末を紛失又は破損等した責任が借受人にあるときとはどのような場合ですか。

想定されるケースは以下のとおりです。想定外のケースの場合は、教育委員会と学校とで協議のうえ判断します。

「紛失」で責任が発生するケース

- ・家に持ち帰り、家での保管中に紛失した場合。
- ・家に持ち帰る際又は家から持ってくる際（登下校中）に、どこかに置き忘れ等により紛失した場合。

「破損等」で責任が発生するケース

- ・叩きつけたり投げたりするような「あきらかに破損等することが想像される行為」を「故意に（わざと）」行い破損等した場合。
- ・故意（わざと）ではないものの、重大な過失と認められる場合。

※明らかに破損等することが容易に想像できる行動が原因による破損を想定

例) 家に持ち帰り、飲み物を飲みながら端末を使用していたところ、誤って飲み物をこぼしてしまい破損等した場合。

例) 家に持ち帰り、床に置いていたところ、本人又は家族が踏んでしまい、破損等した場合。

例) 端末を袋に入れる等の保護をせず自転車のカゴに入れて持ち帰ったことにより、破損した場合。

※不注意で机から落とした場合や誰かと偶然ぶつかった等、通常の使用の範囲で起こりうる不可抗力で破損等した場合は、責任は発生しません。

Q5 第三者が紛失又は破損等した場合はどのようになりますか。

第三者による行為が明確な場合、Q4の考えに基づいて判断します。不可抗力で破損等した場合は責任は発生しませんが、故意又は重大な過失と認められる場合は、第三者に責任が発生します。

Q6 紛失又は破損等の責任が不明な場合はどうなりますか。

借受人に責任は発生しません。教育委員会が修理又は買い換えます。

Q7 保護者への貸与となっているのはなぜですか。

修理又は弁償する可能性があるため、児童生徒ではなく保護者への貸与としています。

Q8 修理又は弁償の金額はいくらになりますか。

同機種への買い換えの場合は約5万円(令和3年1月19日現在)を想定しています。モデルチェンジ等今後の状況によって金額は変わる可能性があります。修理にかかる費用は、修理内容によって異なるため、その都度メーカー等に確認することになります。

Q9 前に使った人の扱いが故障の原因となった場合はどうなりますか。

借受人に責任がない場合は弁償を求めません。

Q10 弁償しなければならないことに納得がいきません。

これまでも学校備品を故意又は重大な過失により破損した場合は弁償をお願いしています。今回の学習用端末は全体の数量が多いため、ルールとして明文化したものです。

Q11 申請書を提出しないとどうなりますか。

クラスのみなが端末を使用する中で、端末を使えない児童生徒がいるような状況は作りたくありません。申請書の趣旨をご理解のうえ、ご提出いただければと思います。

Q12 学校ではどのように保管しますか。

学校では鍵付きのキャビネットや備付けのロッカー・棚等に収納します。

Q13 ふだん校外に持ち出すことはありますか。

今後、校外学習等で必要があれば、持ち出すこともあります。

Q14 校外学習等で、水たまりに落としたり、どこかに忘れてきたらどうなりますか。

学校での授業を含め、学校の管理下で生じた破損・紛失は、故意又は重大な過失でない限り弁償を求めません。

Q15 有害サイトへの接続が心配です。

不適切なサイトや危険なサイトへ接続できないようにするためにフィルタリングソフトを導入しています。

Q16 休み時間は自由に使えますか。

休み時間に自由に使うことは想定していませんが、授業だけでなく、部活動や委員会活動等で端末を使用する場合もあることから、教員の許可を得た上で、休み時間に使用することはあります。

Q17 私物のパソコンを持参してもよいですか。

セキュリティ上、私物のパソコンはネットワークに接続できないこととしています。教育委員会が貸与する端末の使用をお願いします。

Q18 持ち運びまたは持ち帰り用の袋はありますか。

教育委員会による袋の貸与はしていません。必要と思われる方は各自で用意をお願いします。

Q19 持ち帰った際、家族が使用してもいいですか。

端末は、児童生徒が学習のために使用するものですので、ご家族は使用できません。

Q20 家庭で新たにインターネットを契約する必要がありますか。

既にインターネット環境が整備されているご家庭では、新たに契約する必要はありません。整備済みのインターネットに接続して使用してください。

端末はインターネットに接続しなければ使用できないため、必ずインターネット環境が必要です。

インターネット環境がない場合は、下記のとおりモバイル Wi-Fi ルータを貸与していますので学校にご相談ください。

なお、今後、日常的な端末持ち帰りが想定されますので、インターネット環境がないご家庭は整備をご検討ください。

端末の持ち帰り事由	貸与の内訳	
	ルータ	通信料の負担
2週間以内の持ち帰り	貸与可	教育委員会が負担
長期欠席	貸与可	自己負担（SIM 契約必要）
感染症にかかる出席停止等	貸与可	教育委員会が負担

※準要保護世帯の通信料は教育委員会が負担します。要保護世帯は福祉政策課にご相談ください。